

# 教育ローン

令和3年3月30日現在

商品名（愛称）	・教育ローン
ご利用いただける方	・当金庫営業地区内にお住まい、またはお勤めしている個人の方。 ・満20歳以上、65歳以下の方。 ・安定した収入がある方。 ・(株)オリエントコーポレーションの保証が受けられる方。
お使いみち	・高等学校から大学院のその他予備校・専門学校（在学期間は最長4年）に在学または入学する、もしくは在学または入学を予定する子弟にかかる次の資金。 ① 受験時に係る費用 ② 入学時に係る費用 ③ 在学中に係る費用 ④ その他教育関連で(株)オリエントコーポレーションが認めたもの
ご融資金額	・10万円以上200万円以下（1万円単位）
ご契約期間	・10年以内
お借入金利	・固定金利（金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。） ・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいただきます ※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。 ※金融情勢等により、変更させていただく場合があります。
ご返済方法	・毎月元利均等返済。（据置（利払）期間最長4年6ヵ月（ただし、在学期間と入学前6ヵ月を合わせた期間を最長とします。） ※お借入金額の50%以内（1万円単位）につき6ヵ月ごとのボーナス返済併用も可能です。 ※返済日が休業日の場合は、その翌営業日となります。
担保・保証人	・原則不要です。（保証会社である(株)オリエントコーポレーションが保証をいたします）
保証料	・お借入金利に含みます。
必要書類	・運転免許証等、写真付きの本人確認書類 ※健康保険証等写真付きではない確認書類の場合は住民票抄本等の追加書類が必要となります。 ・合格、在学が確認できる資料の写し（合格通知書、入在学証明書 等） ※受験に係る費用の場合は、受験票等の写し等 ・資金使途明細表（該当するものがない場合は、担当者より聞取りによる確認を行います。）
手数料	・ご契約時の金銭消費貸借契約書に印紙が必要となります。（ご契約金額により、印紙額が違いますので、窓口・担当者へお問い合わせください。）
遅延損害金	・18.25% ご返済を遅延された場合、損害金をいただきます。（延滞金額に対し、1年365日とする日割り計算）
苦情処理措置・紛争解決措置	<b>【苦情処理措置】</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務企画部（9時～17時、電話0973-23-3177）にお申し出ください。 <b>【紛争解決措置】</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫業務企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる	・ご融資金は、原則としてご購入先へお振込みいただきます。なお、振込手数料については、お客さ

事項	ま負担となりますので、あらかじめご了承ください。 ・当金庫および保証会社の審査の結果によっては、お申込をお断りする場合やご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。
----	---